

債権の放棄について

琉球政府から県が承継した看護学生等奨学金の金額に相当する金額の返還に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 債権放棄の相手方 [REDACTED]
- 2 放棄金額 琉球政府から県が承継した看護学生等奨学金の金額に相当する金額の返還金24,400円

平成30年2月14日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理由

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第31条の規定により、県は、琉球政府が [REDACTED] [REDACTED] (以下「奨学生」という。) に対して支給した看護学生等奨学金の金額に相当する金額（以下「奨学金相当額」という。）の返還に係る債権24,400円を承継した。

奨学金相当額は返還されていないが、奨学生は既に死亡している。

県は、当該債権については、最小の経費で最大の効果を挙げるという地方自治運営の基本原則に鑑み、並びに時効期間が経過していること及び奨学生が死亡していることから債権回収が困難であると判断し、奨学金相当額の返還に係る債権の円滑な整理を進めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、当該債権を放棄する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。